

令和2年11月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和2年11月総会議事録

1 日 時 令和2年11月12日（木） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (3件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権90件・農地中間管理事業に係る利用権54件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (3件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約） (6件)
- 3 その他
 - ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (1件)
 - ・次回総会 12月 8日（火） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 11月27日（金） 予定

4 出席委員（17人：議席順）

- | | | |
|---------------------|----------------|------------|
| 1 番 野中 保志 | 2 番 藤川 久志 | 3 番 大田 寛治 |
| 4 番 林 一志 | 5 番 深水 一男 | 6 番 河野 八千代 |
| 7 番 高林 司 | 8 番 名和田 栄治 | 10 番 大汐 光晴 |
| 11 番 岡島 史真 | 13 番 岡本 勇二 | 14 番 木村 正雄 |
| 15 番 中野 晴人 | 16 番 末永 恵子 | 17 番 山近 洋祐 |
| 18 番 松田 昭洋（会長職務代理者） | 19 番 大野 耕作（会長） | |

5 欠席委員（2人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 9 番 大田 裕美 | 12 番 林 弘幸 |
|-----------|-----------|

6 関係人

農林水産課農業振興班 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長	坂野 茂
事務局長補佐	長谷川 浩司
書 記	坂倉 幸三

8 会議の概要

議長
(会長)
挨拶

令和2年11月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案3件、報告事項3件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続き、10月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議長

それでは、ただ今から令和2年11月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は17名、欠席委員は2名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

10番、大汐光晴委員、11番、岡島史真委員よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年11月12日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字渋木字長田、地番▲▲▲▲番▲▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は213㎡。

譲受人は、渋木▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、渋木▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、経営規模の拡大をしたいと考えていたところ、譲渡人から申し出があったので、応じることとしたもの。

譲渡人は、高齢のため、耕作が困難となり農業後継者もいないことから、

譲り渡すこととしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。JR 美祢線渋木駅から南東へ約 292m に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の13番、岡本委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

13番

真木の岡本です。

今月4日、大野会長さん、中村推進委員さん、私と事務局の方で現地を見て回りました。

譲渡人の●●さんと、譲渡人の●●さんの自宅は距離にして5、60m しかありません。

その時、国道が出来て、ほとんど潰れて残地っていいですか、それが出た分が今、残っちゃいます。

それでその田がですいね、●●さんとほんの10m位しかないんですよ。以前から●●さんにこの田を貸して、家庭菜園をやって来られてます。

現に見た時に野菜が作ってありました。よくやってあります。

だからこの譲渡の問題は、何も問題なく私はいいいと思います。

審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。 続きまして、2 番をお願いいたします。
事務局長 補佐	番号 2。 土地の所在、大字俵山字初ル、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,777 m²。 譲受人は、俵山▲▲▲▲番地、●●●●さん。 譲渡人は、福岡県北九州市小倉南区朽網東▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、現在所有管理する田の隣接であり、水稻の管理も同一であることから、譲渡人からの申し出により、これに応じ、取得後は即時、農事組合法人に預ける。 譲渡人は、現在農事組合法人に預けているが、高齢のため、在住している福岡県から帰省することが困難となり、農地の管理ができないため、譲受人に売り渡すこととしたもの。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページをご覧ください。長門市役所俵山出張所から北へ 3.3 k m に位置する農地です。 また、5 ページには公図を添付しております。 農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。 第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、農地法関係事務に係る処理基準について第 3 の 3 の (4) ②ただし書による案件ですので、農事組合法人への貸付地を含めた面積となり本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件についてですが、申請地は、所有権移転後も譲受人の●●●●さんも構成員となっている、農事組合法人●●●●●●●●●●が引き続き耕作を行うこととなります。

農地法関係事務に係る処理基準について第 3 の 3 の (4) ②ただし書には、「農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが、可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認めることができるとされています。

今回のケースについては、引き続き、農事組合法人●●●●●●●●●●が営農を継続することから、当該農用地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続き、当地区担当の 6 番、河野委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

6 番

当地区担当の 6 番、河野です。補足説明をさせていただきます。

11 月 4 日、大野会長、事務局と私とで現地を確認しました。

この農地は現在、農事組合法人●●●●●●●●●●が借受けており、●●さんが、法人の構成員として作られております。

この度、●●さんが不在地主であり、ご高齢のために農地の管理が出来ないということで●●さんに譲ることになったそうです。

●●さんの自宅から約 300mにある農地で、譲受けた後も引き続き法人に預け、●●さんが法人の構成員として作られるということで、なんら問題はないと思われます。

慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。 続きまして、3 番をお願いいたします。
事務局長 補佐	番号 3。 土地の所在、大字俵山字榎木、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,183 m²。 譲受人は、俵山▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。 譲渡人は、福岡県北九州市小倉南区朽網東▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があり、後継者もいることからこれに応じ、取得後は即時、農事組合法人に預ける。 譲渡人は、現在農事組合法人及び個人に預けているが、高齢のため、在住している福岡県から帰省することが困難となり、農地の管理ができないため、譲受人に売り渡すこととしたもの。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。長門市役所俵山出張所から北へ 3.4 k m に位置する農地です。 また、7 ページから 8 ページには公図を添付しております。 農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。 第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。 第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従

事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件についてですが、申請地は、所有権移転後も譲受人の●●さんも構成員となっている、農事組合法人●●●●●●●●●●が引き続き耕作を行うこととなります。番号 2 の案件と同様に農地法関係事務に係る処理基準について第 3 の 3 の (4) ②ただし書により、引き続き、農事組合法人●●●●●●●●●●が営農を継続することから、当該農用地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ、所有権の取得が可能と考えます。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 6 番、河野委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

6 番

それでは、補足説明をさせていただきます。

これは先程の 2 番と同じような案件となります。

11 月 4 日、大野会長、事務局と私とで現地確認をいたしました。

この農地は現在、農事組合法人●●●●●●●●●●が借受けており、●●さんが、法人の構成員として作られております。

この度、●●さんが不在地主であり、又ご高齢のために農地の管理が出来ないということで、●●さんに譲ることになったとお聞きしております。

●●さんの自宅から約 500mにある農地で、譲受けた後も引き続き法人に預け、●●さんが法人の構成員として作られるということで、なんら問題ないと思われます。

慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年11月12日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字東深川字石原、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,272㎡。ほか2件、合計3,216㎡。

隣接する一体利用地71.94㎡とあわせ全体面積は3,287.94㎡となります。権利の種類は、賃借権の設定です。

借受人は、埼玉県さいたま市北区宮原町▲-▲▲-▲、株式会社●●●、代表取締役、●●●。

貸付人は、東深川▲▲▲▲番地、●●●さん。ほか2名です。

転用の目的は、店舗及び駐車場の新築です。

理由としまして、借受人は、新規事業用地を探していたところ、周辺にドラッグストアやホームセンターがあり、店舗出店に適した地区の土地を所有している貸付人が出店の要望に応じてくれたもの。

貸付人は、高齢であり、後継者不足であり、将来的に農地の維持管理が難しいため、借受人の要望に応じることとしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び9ページをご覧ください。長門市役所から西南西へ約608mに位置する農地です。

また、10ページには公図、11ページには土地利用計画図、12ページから14ページには平面図及び立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第2種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、農業用排水路以外の水路及び道路側溝へ放流し、汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の17番、山近委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

17番

17番、山近です。

11月4日、大野会長さん、西川推進委員さん、事務局と私の計6名で現地調査をしました。

場所は今説明がありましたように、●●●長門店駐車場側の道路を隔てた3筆でございます。

事務局から説明がありましたように、被害防除計画等に問題はなく、里道の赤線も払い下げがされておりますので、問題なく承認されてもいい申請ではないかと思っております。

以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求

事務局長
補佐

め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
続きまして、番号2をお願いいたします。

番号2。

土地の所在、大字深川湯本字小河内、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は498㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、美祢市秋芳町別府▲▲▲▲番地、●●●●さん。ほか1名。

譲渡人は、深川湯本▲▲▲▲番地、●●●●さんです。

転用の目的は、自己用住宅です。

資料には「自己用住宅及び進入路」と記載してありますが、間違いですので、進入路を削除してください。申し訳ございません。

理由としまして、譲受人は、現在、結婚後もそれぞれの実家に住んでいるため、自己用住宅を建築し、居住したいというものです。

譲渡人は、譲受人の要望に応じるものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び15ページをご覧ください。JR美祢線板持駅から南東に約1.0kmに位置する農地です。

また、16ページには公図、17ページには土地利用計画図、18ページから19ページには平面図及び立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、農地法施行令第5条第1号に規定される、第1種農地に該当するものと考えられますが、本案件は、許可方針(3)のエ、農地法施行規則第33条第4号が規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の住宅ローン事前審査結果の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和3年5月末日までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水について

は、既存の道路側溝に放流し、汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続き、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番

7 番、西深川担当の高林です。

11 月 4 日、会長、事務局、私、推進委員の上野さんとで現地に行き確認をしました。

現地は、湯本小河内部落の真ん中位の所にありました。

申請者の●●さんは、結婚後、静かで利便性の良い土地を探してこの土地に決められたそうです。

この土地は道の側で、高低差もなく造成もみやすいものと考えております。

何も問題はないかと思っておりますので、皆様方のご審議の程、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

3 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 2 年 11 月 12 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

12 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、10 件 20 筆の 25,277 m²。長門地区が、14 件 22 筆の 30,386 m²。日置地区が、9 件 17 筆の 33,231 m²。油谷地区が、24 件 64 筆の 108,493 m²。計が、57 件 123 筆の 197,387 m²。

使用貸借が、三隅地区が、8 件 15 筆の 24,874 m²。長門地区が、12 件 16 筆の 21,942 m²。日置地区が、5 件 8 筆の 11,200 m²。油谷地区が、8 件 21 筆の 31,663 m²。計が、33 件 60 筆の 896,796 m²。

合計しますと、三隅地区が、18 件 35 筆の 50,151 m²。長門地区が、26 件 38 筆の 52,328 m²。日置地区が、14 件 25 筆の 44,431 m²。油谷地区が、32 件 85 筆の 140,156 m²。

全体で、90 件 183 筆の 287,066 m²となります。

詳細につきましては、4 ページから 17 ページをご覧ください。

次に、18 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、15 件 28 筆の 42,887 m²。長門地区が、4 件 12 筆の 15,984 m²。日置地区が、6 件 23 筆の 45,119 m²。油谷地区が、4 件 6 筆の 15,867 m²。計が、29 件 69 筆の 119,857 m²。

使用貸借が、三隅地区が、23 件 42 筆の 51,765 m²。日置地区が、1 件 2 筆の 2,773 m²。油谷地区が、1 件 6 筆の 7,997 m²。計が、25 件 50 筆の 62,535 m²。

合計しますと、三隅地区が、38 件 70 筆の 94,652 m²。長門地区が、4 件 12 筆の 15,984 m²。日置地区が、7 件 25 筆の 47,892 m²。油谷地区が、5 件 12 筆の 23,864 m²。

全体で、54 件 119 筆の 182,392 m²となります。

詳細につきましては、19 ページから 24 ページをご覧ください。

なお、詳細について、10 a 当たりの単価が 0 円となっており、利用料の記載がされている箇所がございますが、これは契約自体を全体の金額として結んでいるものです。統計上必要ですので、10 a 当たりの単価については、集計の際に事務局の方で記載するようにしております。

基盤強化促進法 第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作

に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明がありましたら、農林水産課農業振興班栗畑主査からお願いいたします。

農林水産課
農業振興班
主査

農業振興班の栗畑です。

今回は、農地利用権の更新月となっておりますので、数が沢山になっております。

特に補足説明はございません。ご承認の方を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

今回は 11 月ですので、ほとんどの方が切り替えの季節ということで、件数が大変多くなっておるところでございます。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。

報告事項 1 について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長

報告事項に移ります前に、すいません記載に誤りがござまして、25 ページの報告事項 1、26 ページ報告事項 2 ですが、それぞれ本日、お手元に配布させていただきましたそれぞれの差替え分に、差替えていただきますようお願いをいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入ります。25 ページをご覧ください。

報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。

番号 1 でございます。

現地については、耕起により畑地利用が可能と判断し、令和 2 年 11 月 4 日付けにて、会長、松田委員、塩瀬推進委員、事務局とで現地を確認し、農地として証明をいたしております。

番号 2 でございます。

現地については、一部が雑種地になっているものの、大部分が果樹園となっており、令和 2 年 11 月 4 日付けにて、会長、岡島委員、元永推進委員、事務局とで現地を確認し、農地として証明をいたしております。

番号 3 でございます。

令和 2 年 11 月 4 日に会長、岡島委員、大汐委員、元永推進委員、井上推進委員と事務局とで現地を確認し、それぞれ山林、雑種地、原野として非農地証明をしております。

土地現況証明報告は、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。

事務局長

26 ページから 27 ページをご覧ください。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約です。

番号 1 でございます。

令和 2 年 10 月 1 日に合意解約をしております。

ほか 5 件の合意解約です。

なお、農地中間管理事業に係る合意解約はございません。

報告事項は、以上になります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

引き続きまして、報告事項のその他について、説明をお願いいたします。

事務局長

28 ページから 33 ページをご覧ください。

●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため農業委員会への届出で済むことになっています。

番号 1 です。

土地の所在、大字真木字奥畑、地番▲▲▲番、現況地目は田、台帳面積 889 m²のうち携帯基地局の設置として転用面積 15 m²。工事用仮設道路としての一時転用が 335.60 m²。

賃貸借権の設定で届出を受けており、令和 2 年 11 月 4 日付けで異議なしの通知を送付しております。

以上です。

議 長

報告事項、その他について、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

以上で、報告事項、その他について終わります。

続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局長
補佐

それでは事務連絡をいたします。

12 月の定例総会ですが、12 月 7 日の月曜日を当初予定しておりましたが、12 月 8 日、火曜日の午前 9 時 30 分から、市役所 4 階会議室 2、この会場で開催しますので、よろしくお願いいたします。

なお、現地調査につきましては 11 月 27 日、金曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

次にこの後、冒頭に会長からもお話がありましたが、先日の地区別会議にてお話がありました、営農型太陽光発電設備について、少し時間をいただきまして、説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

協議の後、農業委員会だより編集委員会を開催しますので、会長及び職務代理人、編集委員の方は、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

議 長

以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
大変お疲れ様でございました。

終了時間 午前 10 時 21 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年11月12日

長門市農業委員会会長

大 野 耕 作



議事録署名委員

大 汐 光 晴



議事録署名委員

岡 島 史

